

第1254回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開催日 令和3年8月24日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第37号 令和4年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第3 市教委第38号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

報告 ○請願に対する教育長専決処分の報告について

○請願に対する教育長専決処分の報告について

○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	溝 渕 隆 彦
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	山 中 浩 介
	学校環境整備課	高 橋 直 人
	人権・こども支援課長	西 田 尚 弘
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	学校教育課人事班長	川 元 雅 一
	学校教育課管理主事	岡 崎 大 幸
	学校教育課管理主事	佃 典 高
	学校教育課指導主事	掛 水 さおり
	学校教育課指導主事	三 嶋 香 世
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和3年8月24日（火） 午後3時30分～午後5時30分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後3時30分

山本教育長

ただいまから第1254回高知市教育委員会8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は谷委員、よろしく願いいたします。

谷委員

はい。

山本教育長

それでは、日程第2 市教委第37号「令和4年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。

審議に入る前に一つお断りを申し上げます。森田委員におかれましては、中学・高校家庭科の教科書について執筆や監修に携わっておられる関係で、家庭科分野の教科書採択に係る審議につきましては加わっていただくことができません。したがって、家庭科分野の教科書採択につきまして審議が始まります前に森田委員には一旦ご退席いただくこととなります。審議が終わりましたら、改めましてお席に戻っていただくこととしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、家庭科以外の教科に係る教科書採択について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第37号「令和4年度使用高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

本市においての高等学校とは高知商業高校のこととなります。お手元の「令和4年度使用高等学校用教科書採択資料」を基にご説明いたします。机上の方には、採択予定ということで、ご審議いただく教科書を用意させていただいております。

それではまず、家庭科以外の教科書採択についてご説明させていただきます。

先ほどご説明しました資料の1ページをご覧ください。「高知市立高等学校教科書採択の流れ」をお示ししております。1として、高等学校で使用する教科書の採択方法は、小・中学校における採択方法とは異なり、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、高等学校は有償、個人負担となっております。学校の実態から則して、高等学校が採択委員会を組織し、教科書の発行者から送られてきます見本本を基に、各教科担当で意見を集約し、選定理由書を作成いたします。その上で2としまして、学校が作成した選定理由書を基に、教育委員会事務局学校教育課が採択案を作成いたします。令和4年度新たに使用する教科書は、全日制の21点、定時制の9点となります。詳しくは2ページ以降でご説明いたします。また、流れの3としまして、高知商業高等学校の選定を経て、教育委員会事務局が作成した採択案を、本日、教育委員会の職務権限として教育委員会で採択を審議していただくこととなります。

次に、「令和4年度使用高等学校教科書（案）」をお示ししております。全日制の課程が2ページから3ページとなります。また、定時制の課程におきましては、4ページでお示しをさせていただいております。2ページから4ページでお示ししている中身につきましては、6ページから11ペー

ジでお示しをしております教育課程表を基に、履修する科目に応じた教科書を採択案としてお示しているところです。

それでは2ページをご覧ください。全日制の課程から、1年生で新たに使用を予定しております21冊について説明させていただきます。通し番号1番から21番までが、令和4年度に入学する1年生が使用する新教育課程用の教科書案となります。採択の視点につきましては、平成30年度文部科学省告示の学習指導要領に基づいて編集された教科書の中から、生徒の現状に合わせ、学科、学年、各コースの目標に沿っているかということに基づいております。

次に、1冊ごとの選定理由につきましては、12ページからをご覧ください。ここには選定理由を多数書かせていただいておりますが、簡潔にご説明させていただきます。

まず、国語について主な理由としまして、1番「現代の国語」、大修館は資料の活用や情報の比較ができる工夫が多く取り入れられており、統計資料と文章を合わせて読むことができるなど、論理的思考力を養うことができるような内容になっております。2番「言語文化」、大修館は言葉に関する豆知識「言葉のタネ」を含めるコラムが充実しております。「読書の案内」では、作品に関わる作品や古典分野では漫画化した作品、映画の紹介があり、生徒の興味、関心を抱くことができる内容になっております。

次に地歴公民について、3番「地理総合」、帝国書院は最新の具体事例を数多く扱っており、原則1時間1見開きの構成となっております。学習課題、導入資料、展開、確認・深い学びと学習の流れが整理されているため、効果的に学習できる内容となっております。4番「歴史総合」、第一学習社は、ページの最初の見出しでいつの時代の記述内容かをはっきりと示されている構成となっております。資料、写真、絵、図、地図などが豊富に掲載されている内容となっているのも特徴です。5番「公共」、第一学習社は毎時、本文の冒頭に、「課題」が設けられておりまして、本文最後には、「まとめよう」という項目があり、授業の要点チェックができる構成となっております。また、デジタル教材が充実しており、パワーポイントによる授業でも活用できるものとなっております。

次に数学について、6番「数学A」の「高等学校 数学A」、数研出版は問題量も豊富に掲載されており、章末問題も応用力が身に着く問題が並んでおります。7番「数学A」の「新編 数学A」、数研出版は新課程では既習事項とのつながりに加えて、新要素による新しいつながりで、知識、技能の定着のしやすさを更に強化している内容構成となっております。また、思考、判断、表現を養う工夫も随所に盛り込まれています。8番から11番の「数学I」、数研出版については共通した選定理由としまして、各章の入り口に専用ホームページのQRコードを設けておりまして、本章に関しての公式集や練習問題などを豊富に掲載しております。現在GIGAスクール構想による学習者へのICT活用が求められておりまして、高知商業でもタブレットを全員に配布されている状況にもなっております。QRコードにアクセスして個々が学びを深めることができると考えます。「数学I」につきましては、数研出版の中で、各コースの目標と生徒の実情に合わせて、教科書の採択を希望しているところです。

次に理科に移ります。12番「科学と人間生活」、啓林館は物理、化学、生物、地学それぞれの分野で、日常生活に対応するトピックが多く取り入れられております。さらに、各分野で探究に関する活動例が各部に一つずつ掲載されておりまして、科学的な探究に容易に取り入れることが可能となっております。社会とつながることを意識しており、本書を使用することにより、生徒が無理なく探究活動を行うことができ、科学を基にした社会活動にも発展させやすいと考えております。13番「化学基礎」、啓林館は興味を引き出すための導入問いかけが設定されており、課題発見、解決型の授業展開の助けとなる構成となっております。グラフの読み取り、比較、実験データの読み取りから探究活動まで、適宜取り入れられており、思考力を養うことができる一冊となっていると考えております。

次に保健体育について、14番「保健体育」、大修館は学習のねらいが明確に示されており、単元の目標が丁寧で指導を助ける内容構成となっております。

次に美術について、15番「美術Ⅰ」、光村図書は目標・観点の明示、表現のヒント、作家情報、巻末資料のリンク、QRコードが示されています。このQRコードは技法であるとか、音声ガイド等のコンテンツにリンクされているようになっております。表現と鑑賞を相互に関連させながら習得、活用、探究へと学びを深める工夫がなされた紙面構成となっております。

次に外国語について、16番「英語コミュニケーションⅠ」、東京書籍は題材がSDGsに対応したのになっておりまして、社会とのつながりが強く意識されている構成となっております。4技能5領域のタスクがバランスよく、リスニング・リーディング・インタラクションのスピーキング・プレゼンテーションのスピーキング・ライティングという構成となっております。生徒自身が各レッスンでのゴールを確認できるよう分かりやすく示されているのも特徴です。17番「英語コミュニケーションⅠ」、三省堂は平和や環境というような、生徒の知的好奇心を刺激する題材が取り上げられているのが特徴となっております。さらに、思考力を養うための「Think」というセクションがあり、思考力の拡がりにもつながるものと考えます。18番「論理・表現Ⅰ」、桐原書店は実社会において必要なコミュニケーションを英語で行うために、4技能5領域を効果的に学習できるように構成されております。具体的には、「Small Talk」から始まり、リスニング、スピーキング、ライティング、文法事項、そして論理的に考えるという展開構成となっております。

次に商業について、19番「簿記」、実教出版は全面カラー化されており、本文が簡潔であり、学習内容や記帳体系の流れをイメージできるようになっております。取引の記帳から決算まで、基礎からレベルを上げながら繰り返すサイクル学習方式が採用されています。20番「情報処理」、実教出版は図解での記述も多く、見て分かりやすいレイアウト構成となっております。学習について細かな指導を助ける内容となっております。特に「問題発見とその解決方法」や「アルゴリズムとプログラム」に関する内容が充実しているのも特徴となっております。21番「ビジネス基礎」、実教出版は要点がよく整理されており、各単元や項目の最初にあるポイントは、何を学習するのか生徒自身の目安、確認に利用できるものとなっております。

以上のことから、全日制で21冊の採択を希望するものです。

資料の2ページにお戻りください。後段に「従来の教育課程用」の教科書案をお示ししております。令和4年度2年生、3年生で使用を予定しております48冊につきましては、昨年度と同じ教科書の採択を希望しているため、ここでは選定理由については割愛いたします。なお、通し番号の34番、41番、44番につきましては、教育課程の変更に伴い1年生で新たに使用するものですが、平成30年度文部科学省告示に基づいて編集された教科書目録に登録されていないため、従来の教育課程用の教科書から選定していることを付け加えさせていただきます。

続いて、4ページをご覧ください。定時制の課程については先ほどご説明しましたが、1年生で新たに使用を予定しております9冊について説明させていただきます。採択の視点につきましては、全日制と同様に学習指導要領に基づいて編集された教科書の中から、定時制の生徒の現状に合わせて、商業科の目標に沿っているかということに基づいております。選定理由につきましては、21ページ以降に記載してありますが、その大きな特徴的なものについてご説明させていただきます。

まず国語について、1番「現代の国語」、第一学習社は「学習のねらい」が設定されており、生徒が目標に向かって学びを進める工夫がなされております。また、文字や写真が見やすく、生徒の文章への苦手意識を緩和させるような構成となっております。基礎基本的な内容から実力をつけていく本校のカリキュラムに適したものであると考えております。

次に地歴公民について、2番「公共」、数研出版は文字が大きく簡潔に各項目にわたって表記されており、大変読みやすくなっております。また、新聞記事の掲載や、クラス討議などの設定から問題を促してくれるコラムも興味関心を高めるといった工夫もなされております。

次に数学について、3番「数学Ⅰ」、数研出版は数学の基本的内容を理解できる平易で分かり易い文章であり、既習内容の復習をしながら基本的なことを地道に学んでいく本校の生徒の学習に対応できるものと考えます。現象や理論が捉えやすくなるよう、図や絵を配置しているのも特徴です。また、本文やコラムなどで、数学が実生活に役立っていることが感じられるような題材が取り上げられております。

次に科学と人間生活について、4番「科学と人間生活」、啓林館は全日制と同じ選定理由から、採択を希望するものです。

次に保健体育について、5番「保健体育」、大修館も全日制と同じ選定理由となります。

次に美術について、「美術Ⅰ」、光村図書も全日制と同じ選定理由ということになります。

次に外国語について、7番「英語コミュニケーションⅠ」、開隆堂は英語学習への興味を引き出すように工夫がなされております。図解やイラストも充実しており、中学英語の復習にも重点が置かれ、段階的な定着を図るのに適していると考えます。構成のバランスや難易度を考えると、現生徒の実態に適しているものと考えます。

次に商業について、8番「ビジネス基礎」と9番「情報処理」の実教出版は、全日制と同じ選定理由から、採択を希望するものです。

長くなりましたが、資料の4ページにお戻りください。定時制の後段に「従来の教育課程用」の教科書案をお示ししております。令和4年度2年生、3年生、4年生で使用を予定しております17冊につきましては、昨年度と同じ教科書の採択を希望しているため、ここでは選択理由について割愛させていただきます。

以上の選定理由による教科書につきまして、家庭科を除く、令和4年度使用を予定している全日制69点、定時制26点の教科書採択につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。以上になります。

山本教育長

義務教育と違いまして、大学入試の関係があるのか分かりませんが、学年ごとに新しい教科書に移っていくという形になりますので、新1年生向けの教科書を基本的に新しく選定という形になっております。

先ほどの説明につきましては何かご意見、ご質問等はありませんか。

先ほど説明した特徴などを、付箋のところでお示しさせていただいております。

西森委員

教科書のことで直接ではないのですが教えてください。「科学と人間生活」という全く見慣れない教科書が出現しており戸惑っております。先ほどのご説明で、結局今までのいわゆる4科目というか、生物、化学、物理、地学を網羅して、なおかつ今ちょっと見ると、いろんな現代文の論点と関連させる教科書だろうかと思いましたが、まず、教員免許という関係で、「科学と人間生活」はどういう教員免許の方が教えるのかということと、あと、現状の先生方です。生物の先生はこの中の生物分野はすごく詳しく教えられると思いますが、化学、地学については、そこまで詳しく教えられないのではないかと思います。そこら辺の教員の配置と言いますか、そこはどうお考えですか。

学校教育課三嶋指導主事

「科学と人間生活」につきましては、理科の基礎的な部分を教えていく内容になりまして、生物の免許を持っている教員が担当しております。

西森委員

生物の先生がおやりになっているのですね。これ用の教員免許というものは特に作られないという感じですか。分かりました。ありがとうございます。

谷委員

結局新しい教育課程を基にしますけど、これは1年生だけで、あとの学年は今までと同じ教科書を使うことが可能ということですか。

山本教育長

2年生、3年生は今までと同じ教科書になります。

谷委員

1年だけが新しい教育課程にのっかってやっていくということですか。

山本教育長

そうです。1年生に入ったときの教科書を3年生まで使うということになります。

谷委員

分かりました。

森田委員

14ページのナンバー16の「英語コミュニケーション」で、ご説明いただいた中にSDGsに対応しているとありました。これは英語の中では、「最初に考えてみましょう」となっていますが、ほかの教科書などにはない、英語の中でも本当にこれは特徴的な、こういうものを全面に打ち出すということがほかのところにはなく、かつ、先生もこういうものを是非なさりたいというような、そういう要望があったということでしょうか。これを見るとレッスン10までありまして、SDGsに本当に合致しているというのが四つありますけど、これは目玉というような感じで評価されたのだろうか、その辺りを少しお伺いしたいと思いました。

学校教育課三嶋指導主事

高知商業高校の方ではSDGsに関して、一昨年前から取組を始めていまして、いろいろな授業をSDGsに関連させて教育活動をしております。そういう意味でも、教材の中でそういうものを扱えるというのは評価しております。

森田委員

プレゼンテーションをするときでも役に立つなどということでしょうか。

学校教育課三嶋指導主事

いろいろな立場でものを考えさせたりするような題材が英語の単元の中にも含まれておりまして、それらのことを英語で考えさせて、英語で学ぶ、話をさせることを授業の中でも習得させます。

森田委員

分かりました。特徴なのだろうかと思ひまして、ありがとうございます。

谷委員

英語で考えるのは難しそうですね。

西森委員

これも教科書から直接ではないですが、「公共」というこれも新しい科目で、今まで私たちが現代社会と倫理などと思っていたものだと思います。そのように頭がなっているからかもしれないですが、目次を見ると、これ自体が、この整理をどうするか自体が少し哲学的なところがあるというか、「公共的な空間を作る私たち」などというところから始まって、次、「人間としての在り方・生き方」といって、倫理らしい分野のことが書かれていて、そこで今度は「民主主義の基本原則」などというこの辺になると、倫理と哲学といわゆる今まで政経などといったものと複合してくる感じになると思います。この教科書は別に構わないですが、「公共」の教科書の構成は学習指導要領の関係で割とみんな似通っていますか。それとも社によって相当思想が違ってきますか。ものすごく難しい科目だと思ひまして、多分学んでいる学生はよほど自分で勉強していないと、今、自分が学問的に言うとどこの分野にいるか分からなくなるだろうという予感がします。

学校教育課掛水指導主事

学校の方からもここに関しては選定をしておりますが、「公共」は、令和4年度の入学生から必須履修科目で、全員が履修するということになっております。内容としては、構成は4社とも大体似通っていますが、取り上げる題材が社によって違いがあるというのは感じました。

西森委員

ありがとうございます。自分でも研究してみたいと思いました。「西洋近現代の思想」と書いてありまして、そこで何人の哲学者をどういう体系で挙げるかというだけでも、全くそういう意味では、一言も聞いていないという人とこちらではやたらと知っている人が出てきそうというような感じでした。難しい科目ができたと思いました。ありがとうございます。

山本教育長

ここは「新公共」とありましたが、同じですね。公共的な空間を作る場としては、そこは、基本的には大体の構成が一緒ですね。

西森委員

目次だけですが、ここだと一応「西洋近現代の思想」とありまして、そこを生命倫理という応用倫理の分野にいきます。先哲はどう考えたかが哲学史の話になります。すごいと思います。これは共通テストできるんでしょうかね。私も照らし合わせてみたいと思います。ありがとうございます。

山本教育長

「新公共」と「公共」というのは、教科として全く別のものですか。

学校教育課掛水指導主事

同じです。

西森委員

これは取り上げている哲学者の名前も被っているのかもしれませんが。

谷委員

「現代の国語」などを見ると、言語の技術的なものやそういうことが、自分たちが国語でやってきたこととは異なる、情感を読むなどそういうものが多かったのですが、今はこういう方向になっているということ、とても違うような気がします。実際に高校の教育課程の新しい方向はそういうものだとことを少し読んだことはありますけど、やはりそれに沿うのですね。随分違うと思います。

西森委員

今までの概念と違いすぎて戸惑ってしまいます。

谷委員

全然違うと思いました。

西森委員

「情報処理」も、今度「情報」が共通テストの科目になります。これが1科目として出る、技術の1分野という扱いでは全くなくなってきています。先生方が新課程の教育授業をされるために、本当はかなり研鑽されているのでしょう。

谷委員

自分で考えを見出していかなければいけないということでしょう。

山本教育長

先ほども説明の中で「探求へつながらる」というような説明もあったと思いますけど、このように複合化することにより、ただそこで知識を得るだけではなく、いろんなことを結び付けて自分の興味のあることを深めることができるなど、教科書の構成を見ても、そういうところに狙いがあるのではないかと感じます。

西森委員

ある意味薄く終わるか、ものすごく掘り下げるかという、教員と受ける生徒の関心などによって変わってくる気がします。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。「家庭科以外の教科分野」に係る教科書の採択については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。

続きまして、家庭科分野の教科書採択に関する審議を行います。

森田委員はご退席いただきますようお願いいたします。

(森田委員退室)

山本教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

続きまして、家庭科の教科書採択についてご説明させていただきます。

資料は5ページをご覧ください。5ページの令和4年度使用高等学校教科書案に、全日制、定時制とも履修は2、3年生であり、1年生での履修はありません。そこで、令和4年度の使用につきましては、昨年と変更は無く、同じ教科書となっております。選定理由は24ページをご覧ください。昨年度一度ご審議をいただいておりますので、来年度についても同様の教科書を使用したいと考えております。ご審議をよろしくお願いたします。

山本教育長

これについては採択替えではないということで、引き続きの使用ということになります。

ではこの件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。家庭科の教科書採択については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第37号は、原案のとおり決しました。

それでは、これ以後の議案審議につきまして、森田委員にお戻りいただきます。

(森田委員入室)

山本教育長

日程第3 市教委第38号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書の3ページ、市教委第38号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、高知県教育委員会の令和4年4月1日付けの高知県公立学校教職員人事異動方針を受け、その内容を参考に、高知市の実態に応じて高知市立学校教職員人事異動内申方針を決定するものです。

お手元に資料1, 2がありますでしょうか。資料1は本日ご提案いたします「令和4年4月1日付け高知市立学校教職員人事異動内申方針(案)」です。この資料1の本市の案について、まず結論から申しますと、昨年度からの変更箇所はありません。今回は県の人事異動方針内容に変更があるものの、本市での表現を変更しない箇所につきまして、下線と網掛けで資料1の方でお示しをしております。そこについて資料1, 2を使いながらご説明させていただきたいと思っております。

では、資料1, 2を見比べながら説明を聞いていただければと思います。始めに資料2、県の異動方針では、右側令和3年4月1日付けの項目1にありました「ICTを活用した教育の実践」との表現が、県では令和4年度では項目3へ移っております。この表現は、昨年度、県市ともが新たに加えた表現でしたが、県では文章校正や内容の精査を行った結果、教育の課題を示す項目1から、教育施策を示す項目3へ整理したと聞いております。本市においては、資料1の市の内申方針「2 具体的要領」(1)にありますよう変更しておりません。本市としましては、一人1台のタブレット端末の整備など、学校のICT環境を急速に整備してきており、ICTをより効果的に活用した教育の実践を推進することは、児童生徒に求められる資質、能力の育成に向けて大変重要なものと捉えております。そのため、本市では表現を維持することとしました。

次に資料2、県の異動方針では、項目の3に「学校における働き方改革の推進」との表現が追加されております。これは、第3期高知県教育振興基本計画において、「喫緊の課題の解決に向けて横断的に推進する取組」として示されていることから追記をされたものです。本市では、引き続き学校における働き方改革の推進に係る施策を進めていますし、資料1市の内申方針の「2 具体的要領」(3)の2段落目にありますように、管理職について、「働き方改革に積極的に取り組む」姿勢を踏まえて内申することから、改めて追記しないこととしました。

続いて資料2、県の異動方針では項目4の(7)で、「積極的に」との表現が追加されております。これは他の項目との文言整理の意味合いと第3期高知県教育振興基本計画において、「令和5年度末までにコミュニティスクール導入100パーセント」を目標としていることを踏まえ、追加されたものです。本市におきましては、地域との連携・協働について、コミュニティスクール導入の増加に向けて既に学校と連携しながら、各学校等の実情に応じて積極的に取組を進めているところであり、また、県として文言整理の意味合いでもあることから、資料1、市の内申方針の「2 具体的要領」(3)にある「地域との連携・協働に取り組む」という表現は変更しないこととしました。

続いて資料2、県の異動方針では4の(8)で、管理職に求める能力として「風通しの良い職場をつくる」との表現が追加されております。この表現は県教育委員会が立ち上げた「学校組織の在り方検討委員会」の報告書において、「学校の組織マネジメントの強化」に向けた取組の一つとして示されているものであり、若年教員の育成が求められる中、メンター制の充実、また組織として各々の取組が全員で共有されることがより期待されるものとして、追加されたものと聞いております。本市としましては、そうした能力についても資料1、市の内申方針の「2 具体的要領」(3)にございます、管理職に係る項目から「総合的に判断」できるものと捉え、変更しないことといたしました。

最後になりますが資料2, 県の異動方針では項目5で, 主幹教諭について, その役割の重要性から具体的な内容に修正されておりますが, 本市としましては資料1, 市の内申方針の「2 具体的要領」(1), (2)に含めてこれまでも考えてきておりますので, 市の内申方針には反映をしておりません。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

山本教育長

県の方では文言の整理を含めて, 若干表現方法は変わっております。ただ高知市は過程が違うということもありますし, 基本的なところは元々の高知市の内申方針の中に含まれているということで, 今回は変更しないということをご提案させていただいたところですが, 何かご意見や質疑等はありませんか。

谷委員

校長会で示すときには, 県と市と両方示すのでしょうか。

学校教育課長

はい。

谷委員

県もどうしてこんなに細かく変えるのでしょうか。それほど変える必要があると思いませんけど, 方針ですので。

山本教育長

そこは今課長が説明したところで, 県としては課題を考えてこのように変えたということだと思います。ICTで言うと, 昨年までは整備が始まった段階, ハード整備をやっていた段階, 県下は整備がほぼ全部終わりましたので, 来年度からはこれを活用していく必要があるということで, 多分強化をするために項目建てをしたのではないかとすることは十分理解できますし, やはり高知市もそれに向けて取組は行っております。ただ, 本市においては, こちらの方針の中でもその文言自体を入れて取り組んでおりますので, 特に変える必要はないと思っております。

谷委員

県の(7)番の「地域との連携・協働に積極的に取り組む」という、「積極的に」をあえて入れるということは, 余り取り組んでないということがあるのでしょうか。

学校教育課長

県の方では「令和5年度末までにコミュニティスクールを県下全ての学校100パーセント」という目標を立てていることから, 今回, 文言の中に100パーセントとはありませんが, そういうことから「積極的に」という文言が示されております。

谷委員

令和5年と言えば再来年, それまでに100パーセントですか。

学校教育課長

はい。ただ, 本市におきまして, 本年4月当初からこのことについて校長会で説明し, 現在, 全学校を回り, こういうコミュニティスクールの在り方, また重要性, また設置に係る課題は何かということもそれぞれ地域の特性もありますので, お聞きしながら, 設置に向けての取組を進めてはおります。

谷委員

開かれた学校づくり推進委員会は全部にありますよね。あれを活用すればできると思いますけど, そういう形ですよ。これもやれ, あれもやれで, 会ばかり増えてもいけません。

学校教育課長

バージョンアップをさせてと捉えていただければと考えております。

山本教育長

最近、児童生徒の貧困やヤングケアラーということが社会的な問題になっていて、学校の中だけでは本当に分かりづらいという問題があります。やはり地域との情報共有であるとか、そういう連携を深めていかないと、なかなか見えないところがあると思うので、それをやるためにも、この取組というのは本当に大事になってくると思います。

西森委員

これ自体、非常に簡潔に、県との関連性もよく考えられていますので異存があるものではないですが、方向性として、これからすごく難しいことを解決していかなければいけないと思っています。

私のように割と古い頭だと、活発に動くということはそれだけ時間がかかります。場合によっては、24時間のうち20時間やっていればそれはすごく活動的だという感じで、ただ一方で、働き方改革で、限られた時間の中でオンオフ切り替えてやっていかなければいけない。ある時間になれば明かりが消えているという状態にしなければいけない。ですが、地域とも連携しなければいけない。ICTも取り組んでいかなければいけない。恐らく現実化しようとするれば、頑張っているけど6時になったら電気は消すという状態を両立させなければいけないので、これは私などにとってはある意味、未知のスキームです。人によっては働き方を実現して、6時になったら終わることでより活動的にできるということになるでしょうし、そうやっていかなければいけないと思いますけど。ですので、ここにあることはやはりそれぐらい難しいことに取り組んでいくということです。特にこの「働き方改革」という言葉を入れていくことで、そういうストップ方向のベクトルを働かせるということになるので、これを落とし込んで、実際どうすれば活発で、地域と連携できて、働き方改革を実現できてということができるとかということを、具体的にどうすればいいのか分からないですが、今そういう局面にあるということの問題意識を共有していく必要があるだろうと感じました。感想のようになりますが、ですので、地域との連携・協働というのは、私のイメージだと、放課後の時間帯に管理職の方が地域の皆さんと座談会をやるというようなイメージも持っていましたけど、働き方改革を全うしようとするとなかなかそうではないです。6時まで働いている人もいる地域において、それをやらなければいけないわけです。可能でしょうか。

山本教育長

毎日がそういうことではなく、定期的に地域との会議をする。その中で、例えば学校だけで時間外に宿泊していたところについて地域の知恵もお借りする、力をお借りするという使い方です。学校運営の中にも意見をいただくということも取り入れていきながらやっていくことによりまして、重荷になるのではなく負担軽減につながる、やはり地域の知恵。それから例えば、見守りであれば地域の方、民生委員などはいろいろ情報もお持ちになっていますので、そういうところから関係機関へつなげるなど、いろんな使い方があるのではないかと思いますし、例えば学校の中でいろいろトラブルがあったとしても、地域の方、第三者の目を入れることにより、アドバイスをもらうことにより解決できる問題もあるのではないかと思います。上手に学校運営の中に地域の力をいかしていける、そういう能力のある先生方を評価していきますということだと思います。先生方にすれば授業をすることにより、子供たちとの関わりの中でずっと技術を磨いてきたところが、校長になってくると別の能力を求められることになりますので、あえてこういう形で「積極的に取り組む」というような文言を入れたのではないかと思います。ですが、今後は学校の負担を軽くしていく上でも非常に重要なことではないかと思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

西森委員

なぜそのような問題意識を持ったかと言うと、基本方針というところが、実は余り、今まで変わっていなかったという気もして、非常に簡潔に書かれた4行のものだと思いましたけど、何となく時代と言いますか、そういった先ほどの難しいベクトルがありまして、いや実は難しくないと、

そうやってみんなで分担していくことで、学校で抱え込んでいたものを少し軽くしていけるといったときに、そういった思いがこの基本方針に盛り込みきれているだろうかということも少し思いました。ただ、今議論をさせていただきましたので、今年度どうこうではなく、場合によっては来年度以降、基本方針もここから出てくるイメージの浮かび上がりがこれでいいのかということもまたご協議いただけたらと思います。以上です。

山本教育長

ありがとうございました。ここについては、確かに全てが表現できているのだろうかというところがありますので、表現方法はまた検討させてもらいたいと思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第38号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第38号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「請願に対する教育長専決処分」の報告について、事務局からの説明をお願いします。

学校環境整備課長

「請願に対する教育長専決処分の報告について」説明いたします。

資料につきましては、「旭小学校 北堀裏の道路冠水・浸水対策を求める請願」と書かれた資料になります。1ページ目が請願の写しとなっておりますが、請願の内容につきましては、「旭小学校北堀裏の道路は、大雨の度に水深30～40センチメートルほど冠水する事態が続いており、水深30から40センチメートルになると、近隣住民は車で通行することができず、生活に支障が伴う。また、令和元年10月に西側の排水ポンプが初めて稼働したが、東側の北堀裏は30センチメートルほどの水が残り、抜本的解決に至らないことが判明した。浸水被害は、旭小学校敷地内に降る雨水の処理が適切でないと考えられる。関係部署と連携し、北堀裏の浸水被害の抜本的対策を頂くよう求め請願する」という内容となっております。

浸水箇所などを図面にしていますので、2ページ目をご覧ください。図面の右上、水色の部分が冠水箇所になります。3ページ目に冠水時の写真を添付しております。2ページ目に戻りますが、冠水箇所の水の排水は、図面右端上部に「冠水部分の排水経路（極小）」と記載しておりますが、ここから江ノ口川に排水しております。また、この地形は、水色の冠水箇所の左側に緑色の点線辺りが一番高くなっておりまして、この点線を境に東西に低くなっているため、左側に令和元年度に設置した排水ポンプがありますが、東側の浸水箇所の水は、緑色の点線を越した分しか排水されない現状にあります。なお、排水ポンプの排水経路は茶色の点線のとおりで、通称本宮川に排水されています。

また、右端上部に赤の米印マークがありますが、下の方に書いてありますが、「米印の部分に排水ポンプを整備することは可能と思われるが、江ノ口川流域の雨水を、通称本宮川流域に排水することになるため、本宮川の氾濫を防ぐ対策を講じる必要があります、現実的には困難である」との河川水路課の意見を掲載しております。

次に4ページ目をご覧ください。横の資料になっておりますが、通称本宮川が江ノ口川に合流する地点を、図面の右上の方に表示しております。

次に5ページ目をご覧ください。請願への回答の写しを添付しております。内容が都市建設部河川水路課に該当する部分もありますので、市長名、教育長名で回答させていただいております。内容としましては、書いてあるとおりですが、「冠水被害が起きている旭小学校北東付近は、中津神社の位置する北西付近に比べ、土地が低く、大雨の際には水が集まる上、排水先の江ノ口川に向かう配管の径が細く、十分に排水できていないことが、道路が冠水する原因であると認識している」という事と、「配管は軌道下に埋設されていることや、排出先の江ノ口川が未改修であることなどの課題がある」ということを記載しています。また、「旭小学校西側の排水ポンプは、事業化の際に、抜本的な浸水対策が取れない中で、地元の皆様にもご意見を頂きながら、何とか宅地への浸水を防ぐことを目的に設置したもので、過去の地元説明会等でも説明したとおり、道路冠水までを防ぐ施設とはなっていない」ということ。最後に、「冠水被害については、排出先である江ノ口川の改修が必須であり、高知市だけでは解決できない問題のため、早急な対応が難しいが、学校の周囲にある水路は学校用地の一部なので、教育委員会、通水機能管理を行う都市建設部河川水路課と共に、江ノ口川の改修について、管理者である高知県に働きかけてまいりたいと考えている」との内容となっております。

最後に6ページ目をご覧ください。上段に、請願を受理する以前にもご要望をいただいておりますのでその記録と、中段以降は請願受理後の経過を記載していますのでご参照ください。

以上で、高知市教育委員会請願処理規則第4条第1項第3号、及び同条第2項の規定に基づき、教育長の専決としたことをご報告します。説明は以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

少し補足をしますと、4ページですが、この江ノ口川は非常に川幅も狭くて排水量が限られているということで、これまで教育委員会では、高知商業のグラウンドの中に一時的に雨を溜めて、一度に排水しないことにより江ノ口川に流れる水の量を減らすという形で協力をしたり、特別支援学校のグラウンドの下には一時的に水を溜める暗渠を入れておまして、そこにまず水が入り、そこがいっぱいになるとこちらへ流れていきますが、急激に雨が降った際の緩和策をいろんな面で協力させていただいているところです。ただ、自然地形的にここが低くなっているのと、江ノ口川自体の排水能力に限界があるということで、今回、本宮川の方へ一部流す形にしましたけど、4ページ右上の丸のところでは合流しますので、もし今の写真で浸かっているところの水を本宮川へ流したとしても、逆に下の方で氾濫が発生するというリスクもあり、河川水路課としてはなかなかそういう対策が取りにくいと聞いています。抜本的な改修のためには、やはり江ノ口川の排水能力を強化することが必要と聞いていますので、それは県の方にも、市長部局の方と一緒に教育委員会としても要望していきたいということを回答させていただいたところです。

西森委員

教えてください。事前に資料をいただいて拝見しておりました。2ページの赤字の部分が私は実は理解できなかったもので、少し教えていただきたいです。まず今、既に点線のところは、実際にあって稼働させた排水ポンプで、これについては江ノ口川流域の雨水を、まさに本宮川に排水するという選択でできています。今回、新たに米印のところを作るとすると、これも同じように点線で本宮川に流すということが想定されているから、江ノ口川流域の雨水を本宮川に排水することになるということになるわけですね。

山本教育長

JRが横切っている関係で、この間、極小と書いていますけれども、線路の下なので、大きい管を埋めることができないということです。それと、この川自体もいっぱいになりますので、ここへ強制的に入れてしまうと水がまた溢れるというところもあります。本宮川が鏡川の水を入れるところですので、鏡川が増水すると水門が閉まって水が入らない形になりますので。逆に雨が降ると本

宮川自体も流れは止まるということになります。一時的な排水能力はありますけれども、ただ先ほど言ったように、最終的には江ノ口川に合流しています。

谷委員

これは児童の安全面は大丈夫ですか。

山本教育長

ここの家から通う子供さんがおいでれば、当然こういう状況になりますので安全面はとても安全と言えるような状況ではないし、ここを通る子供さんがおいでればそのことも考えまして、教育委員会としても学校周りの排水路の管理など、県に要望していきます。

西森委員

今のご質問に関連することになりますけど、結局どれぐらいの数の子供さんが影響を受けるのかということが分かりません。正門の裏ですので、正門側の子供たちはこちらを通る必要がないので、それほど問題がないのかもしれませんが。請願の中にあつたのは、中学生の子がここを走っていてこけたとか、非常に怖いということが書かれていて、当然、旭小だけではなく、近隣の学生さんもここを通ることによって危ないです。ただ避けることもできるルートではないかという感じもあります。やはり今言われたように、絶対ここを避けることができないのは、ここにあるお家のお子様たちは目の前ですので避けようがないです。この通学路というのは、どれぐらいの方にとって必須、ここを通らざるを得ないという方はどれぐらいのものでしょうか。

学校環境整備課長

把握はしていません。

山本教育長

線路の北側から通っている子供さんも当然おいでますので、ただ、今回このポンプを付けた関係でこちら側の水は溜まらないので、こう回れば迂回路自体はあります。ただ、おっしゃっていただいたように、当該の道路に接するところの子供さんがおいでれば、それは避けようがないです。

西森委員

例えば正門の前でほとんどの子供が影響するなどと言え、しゃかりきになって何とかしなくてはいけないのだろうと思いますけど、ここは回避しようと思えばできるルートだろうということも一方では感じたりもいたしました。

山本教育長

市の方で、抜本的には江ノ口川の排水改修をしていただかないとなかなか解決できない話なので、課題として捉えた上で、市長部局と一緒に解決に向けて取り組んでいきたいと思っています。

西森委員

旭小の子供さんたちには「あそこは雨のときは危ないから、余り行ってはいけないよ」というような、そういう注意喚起はされているのでしょうか。

山本教育長

そこは学校の方で当然。私の記憶では、実は学校の中も東側も昇降口がありますけれども、結構雨が降っているときは、そこなどは長靴で行かないと入れないぐらい浸かっていたという記憶がありますので。

西森委員

まだ背丈の小さいお子さんにとっては、うっかり入り込んだらどうすればいいのか分からなくなるというのはありそうです。

山本教育長

深さがあると危ないです。歩くのはほぼ無理ではないかと思っています。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

報告事項の2件目及び3件目につきまして、当該報告事項は個人情報に関わる内容であることから、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

山本教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時30分

署 名

教育長 _____

2番委員 _____